

食育基本法及び第5次食育推進基本計画の説明会における主な質問とその回答

項目	質問内容	回答
食育基本法	食料安全保障の確保にも資する食育の推進とあるが、消費者がどのような行動を取ることを想定しているのか。また、そのためにどのような施策を実施するのか。	今回の法改正により、食料安全保障の確保に資する食育を推進する旨が規定されました。また、食料・農業・農村基本法第14条においても、食料システムの一員である消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすことが求められています。 このため、生産現場に対する関心や理解を深めるとともに、国産農林水産物や環境に配慮した食品等の選択等の実際の行動変容を促すために、 ・農林漁業体験の実施の支援及び学校給食における地場産物等の活用 ・「フェアプライスプロジェクト」等の合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成 ・環境負荷低減の取組の「見える化」等の取組を推進してまいります。
食育基本法	食料安全保障の確保にも資する食育の推進と掲げられたが、健康増進もこれまで通り重要と認識してよいか。	今回の法改正により、第1条（目的）において、「食料安全保障の確保にも資する食育」の推進が盛り込まれましたが、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことも引き続き掲げられているとおり、健康増進もこれまで通り重要であることに変わりはありません。
食育基本法	第4条、第22条において、文化、観光、環境、スポーツ等の関連分野との協働が位置付けられたが、その意図や想定している取組はどのようなものか。	食育に関する取組を拡大していくためには、他分野との連携を推進していくことが必要であるため、追加されました。 例えば、地域の食品・農林水産物等の地域資源を活用し、100年フード等の食文化施策や農泊等とも連携した取組や、スポーツチーム等と連携した取組等が想定されます。

項目	質問内容	回答
食育基本法	第20条の2について、主語は、大学や企業ではなく国や地方公共団体である理由は何か。またどのような取組を想定しているのか。	大人の食育に関する多様な関係者の取組を国や地方公共団体が後押しすることが必要であるため、「国及び地方公共団体」を主語としています。 取組としては、大学生等への朝食摂取や栄養バランス改善に関する啓発や、企業による従業員向けの食生活改善に資する活動等を想定しています。
食育基本法	第21条の2について、個人の取組成果の「見える化」はどのようなことを想定しているのか。	国民の皆様が、例えば、食事管理につながるアプリ等を活用することにより自身の健康改善等の成果を実感し、継続的に実践できるような取組を、国や地方公共団体が展開していくことを想定しています。
食育基本法	食育の推進において、経済的な動向も左右すると考えるが、そのような課題や対策は含めないのか。	食をめぐっては、経済的動向も重要な課題であると認識しています。一方、食育は、食に関する適切な判断能力を養い、生涯にわたって、健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われるものと位置付けられており、食育基本法は、そのために基本的施策等を規定し、国、地方公共団体等の取組を推進していくという立て付けになっており、今回の改正においてもこの点に変更はありません。経済的動向への対応は、このような食育の考え方の枠内に収まりきらないものであって、食育基本法の体系上、これを規定することは難しく、本改正には盛り込まれていません。
5次計画	「食や農への関心や理解を深め」とあるが、農については具体的にどのようなことに対して関心や理解を深めることを念頭に置いているか。	国民の食卓と生産現場の距離が拡大していると考えられることから、農業等の生産現場に関する関心や理解を促すことが重要であり、食料安全保障の確保にも資する食育の推進の観点から、食料安全保障や食料の合理的な価格の形成等の農林水産業の現場の様々な課題や実情について、理解が深まるよう取組を推進してまいります。

項目	質問内容	回答
5 次 計 画	都道府県や市町村は食育基本法の改正や5次計画の作成を受けて、すぐに食育推進計画を見直すべきか。また、食育推進計画の作成や見直しに当たって、どのような支援を行う予定か。	都道府県及び市町村においては、第5次食育推進基本計画を基本として、新たな食育推進計画の作成や改定、計画に基づく食育に関する取組の推進を行うことが重要ですが、食育推進計画の見直しは、現行計画の計画期間等も考慮の上、適切な時期に実施をお願いしたいと考えております。 また、地方公共団体等の食育推進計画の作成や取組が促進されるよう、食育推進基本計画の食育推進計画への反映状況や市町村別の食育の取組状況の見える化等を図ってまいります。
5 次 計 画	目標値はどのように設定しているのか。例えば、「朝食を欠食する子供の割合」や「食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数」など、目標値が引き下げられているが、どのような考えによるものか。	第5次食育推進基本計画の目標値は、第4次食育推進基本計画の目標値や現状値、推移の傾向等を考慮して設定しております。 「朝食を欠食する子供の割合」については、4次計画までは0%と設定していましたが、子供の朝食欠食率が低い都道府県の平均値を踏まえ、5次計画では5%以下に設定しています。 「食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数」については、4次計画では37万人以上と設定していましたが、人口減少や高齢化等の社会情勢の影響を鑑み、目標値を31万人以上に設定しています。
5 次 計 画	「栄養教諭における地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数」について、どのような取組が該当するのか。	「栄養教諭における地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数」について、学校給食や教科等の時間を使った直接の指導の取組、校内放送や学級担任への資料提供などによる指導の取組等が該当します。
5 次 計 画	フェアプライスプロジェクトや環境負荷低減の取組の「見える化」などはどのような目標の達成に係っているのか。	フェアプライスプロジェクトや環境負荷低減の取組の「見える化」の取組は、目標「生産現場等を意識して食品等を選ぶ」の達成に向けた主な推進施策と整理しております。

項目	質問内容	回答
5 次 計 画	家庭や学校における子供に対する食育と「大人の食育」はどのような関係あると考えているか。	ライフステージに応じた間断ない食育を推進することが重要であることから、「大人の食育」の推進においては、家庭や学校等における食育と連続性のある取組が必要となります。また、特に子供にとっては、保護者の影響が大きいため、保護者参加型の学習機会や体験活動等の子供と保護者が一緒になって行動を促すような取組や、「大人の食育」の一環として保護者への食育の取組と相まって推進していくことが重要であると考えています。
学 校 に お け る 食 育 の 推 進	栄養教諭の配置促進や学校栄養職員からの移行をどのように進めていくのか。	栄養教諭の配置については、任命権者である都道府県・指定都市教育委員会で判断される事柄ですが、栄養教諭は、学校給食の管理のほか、食に関する指導の中核的な役割を担う重要な職です。そのため、文部科学省としては、栄養教諭の役割や配置効果について、教育委員会等に対する周知を行い、栄養教諭の配置及び学校栄養職員からの任用替えの促進を図ってまいります。
学 校 に お け る 食 育 の 推 進	食育の推進に栄養教諭はどのような役割を果たすのか。	栄養教諭は、栄養に関する専門性と、教育に関する資質を併せ有する教育職員として、給食の時間を中心に学校給食を生きた教材として有効に活用しつつ、関連教科や特別活動の時間などにおいても食に関する指導を行うことにより、学校における食育推進の中核としての役割を担います。
学 校 に お け る 食 育 の 推 進	栄養教諭が配置されていない学校では、学校全体としてどのように食育の推進を図ればよいか。	校長のリーダーシップのもと、各学校や地域の実情等を踏まえつつ、食に関する指導の全体計画を策定し、関連教科や特別活動の時間を相互に関連付けながら、学校全体として組織的に食育の推進を図っていくことが重要です。
学 校 に お け る 食 育 の 推 進	学校における「農林漁業教育」をどのように推進するのか。	各学校において、組織的・計画的に「農林漁業教育」を実施することができるよう、地域農業・教育連携モデル等の先進事例の創出やその周知を行っております。 「農林漁業教育」の具体的な取組内容としては、学校給食や各教科等における食に関する指導や、農林漁業体験の機会の提供等を想定しております。また、食に関する指導の充実に向けて、食育の体系的な整理や食育教材の改訂等を進める予定であるほか、農林漁業者等の地域人材の掘り起こし・活用等を進めており、これらを通じて、各学校における「農林漁業教育」の推進を図ってまいります。

項目	質問内容	回答
「大人の食育」	官民連携食育プラットフォームには、食品関連事業者以外の事業者や、大学、個人事業主なども参加できるのか。	官民連携食育プラットフォームの趣旨にご賛同いただける方であれば、どなたでも可能です。 「食育パーパス」をご提出いただく等の手続きがありますが、一緒に大人の食育を推進していただける事業者、団体、行政機関、教育機関等のご参画をお待ちしています。
「大人の食育」	官民連携食育プラットフォームにおいて、参加する企業等はどのような活動を行っているのか。また、会員企業間はどうのように連携を図っているのか。	「朝食を食べよう」「バランスよく食べよう」「食や農の現場を体験しよう」の3つのプロジェクトや大学や地域等への働き掛け等を実施しており、官民の連携や事業者間の協働により新たな展開を図っています。 また、会員の交流会や勉強会を定期的に開催しており、食育活動の高度化や企業・行政等様々な主体による新たな連携を促進しています。
「大人の食育」	官民連携食育プラットフォームに自治体も入っているが、どのような活動をしているのか。また、今後、自治体にはどのようなことを期待したいのか。	官民連携食育プラットフォームには、長崎県や鹿児島県、君津市、八王子市などの自治体が加入しており、自治体の取組の紹介等を行っております。 会員企業からは、大学や地域等への働き掛けや新たな食育活動の展開を図るために、自治体との連携を深めていきたいとの要望があり、自治体が参画することにより、それぞれの地域の特性を生かした「大人の食育」の推進につながることを期待しています。
「大人の食育」	食育実践優良法人顕彰制度の認定要件は何か。自治体や大学も対象か。	「食育実践優良法人 2027」は令和8年10月30日（金曜日）までを申請受付期間としております。 認定要件としては、「健康経営優良法人 2027」に申請しているもしくは、申請予定の法人であることや、自社の従業員に対し「食生活の改善」に資する取組を実施していること等としており、自治体や大学も要件を満たしていれば、対象となります。
「大人の食育」	大学への食育はどうのように推進するのか。	大学生等の若い世代においては、特に栄養バランスの偏りや食習慣の乱れが見られ、この世代に食育を推進することは重要です。 このため、官民連携食育プラットフォームでは、企業等と連携しながら、プラットフォームへの参画も含め、大学等へ働き掛けを行っております。また、大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの提供するため、大学生等向け「食や農に関する学びのための講義用資材」を作成し、農林水産省のHPで公表しております。

項目	質問内容	回答
こどもに対する食育	保育所保育指針等に基づいて、保育所等において食育が進められているが、園によっては差が生じている。どのように取組を支援（促進）していくのか。	食育につきましては、保育所保育指針等に基づき、各保育所等においてこどもの発達段階に応じた取組が進められているところです。 こども家庭庁としては、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」の周知や研修の実施、優良事例の横展開などを通じて食育の充実を図るとともに、公定価格における栄養管理加算により、栄養士等の専門性を活用した栄養管理や食育の取組を推進しております。 引き続き、ガイドの周知や好事例の共有等に加え、栄養管理加算の活用を通じて、各施設における食育の取組の充実が図られるよう努めてまいります。
こどもに対する食育	「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」についてどのように周知の取組を行っているのか。	「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」については、自治体・関係団体への通知やこども家庭庁ホームページへの掲載 (https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/jidoufukukshi-eiyou) を行うとともに、母子保健指導者養成研修の中でガイドの内容に係る研修を毎年実施する等により周知に取り組んでいるところです。今後も現場のニーズを踏まえながら、効果的な周知に取り組んでまいります。
啓発ツール	食生活改善普及運動で用いられている啓発資料の動画やリーフレットのツールは自治体のホームページや SNS 等にリンクを掲載することは可能か。	リンクの掲載は可能です。 リンクの設定をされる際は、「厚生労働省ウェブサイト」からの引用である旨を明示ください。
フェアプライス	出前授業などを学校で実施してもらいたい、どのようなことをお願いできるのか、費用はかかるのか。また、どこに相談したらよいか。	対象として小学校高学年から中学生を想定して制作した教材を農林水産省ホームページ (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fair-price-project/index.html) に掲載しており、授業でご活用いただけます。 また、農林水産省の職員が出前授業を実施することも調整可能です。 なお、いずれの場合も費用は発生いたしません。 出前授業やイベントの実施等のフェアプライスプロジェクトに関するご相談は「食料システム連携推進室（03-3502-5742）」までご連絡ください。

項目	質問内容	回答
交付金	地域農業・教育連携モデルの創出について、生産者と学校関係者等が連携してどのような取組を行うことを想定しているのか。	学校において、農林水産物等に関する座学、農林漁業体験、学校給食への地場産物等の提供を一体的に行う取組を想定しております。 例えば、小学校と生産者が連携して、総合的な学習の時間に、地元の農産物に関する座学と農業体験を組み合わせた学習を実施し、収穫した農産物を生産者、小学校の給食担当者、地域の給食センターが調整の上、学校給食で提供するような取組を、同じ学校、生徒を対象に実施することを想定しております。